

【周知依頼】障害者差別解消法に係る対応指針の改正及び電話リレーサービス（総務省）について

令和6年4月に事業者による合理的配慮の提供の義務化等を含む改正障害者差別解消法が施行され、先般ご案内の通り、当省においては、経済産業省所管分野の事業者が障害者に適切に対応するためのガイドラインとして、「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を定めていますが、この度、令和8年3月に当該対応指針が改定されましたので、貴団体の加盟企業等に対し、再度当該対応指針を伝達いただくとともに、障害者差別解消法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知をお願いさせていただきます。

また、総務省より「電話リレーサービス」の周知依頼が参りましたので、併せて御案内させていただきます。

別添の事務連絡及び電話リレーサービスの概要をご確認いただき、障害者差別の解消に向け、多くの団体様・企業様にご協力依頼及び周知をいただけますと幸いです。

何卒よろしく願いいたします。

経済産業省 製造産業局

素材産業課

〒100-8901 千代田区霞ヶ関 1-3-1

Tel：03-3501-1737 (3731) 【課室直通】